

大 河 原 町 長 齋 清志 殿
大河原町議会議長 岡崎 隆 殿
大河原町教育委員会教育長 鈴木 洋 殿

大河原町監査委員 永井 昌利
大河原町監査委員 佐藤 貴久

財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を実施したので、
同条第9項の規定によりその結果を報告します。

記

1. 監査対象

(1) 財政援助団体監査

令和5年度に支出された財政援助団体等への助成金

① 観光物産イベント事業補助金	8,000,000 円
② 自転車用ヘルメット購入補助金	3,418,597 円
③ 文化財保護補助金	2,500,000 円
④ 園芸特産重点強化整備事業補助金	1,054,000 円
⑤ 行政区スポーツレクリエーション活動奨励補助金	414,400 円

(2) 公の施設の管理受託者(指定管理者)監査

令和5年度の指定管理者への委託施設

- ① 大河原町福祉作業所さくら
- ② 大河原町駅前コミュニティセンター及び大河原駅前立体駐車場
- ③ 大河原町体育施設

2. 監査実施日

令和6年6月14日(金)・17日(月)

3. 監査主眼

監査基準に基づいて、財政的援助を与えている団体(抽出)及び公の施設の
管理受託者に対して、当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が適正
かつ効率的に行われているかを主眼とした。

4. 監査結果及び意見

財政援助団体監査は令和5年度において、公益上必要があると認め支出した補助金のうちから5件を抽出し、いずれもその目的に沿って効果的に使用されていることが認められ、結果は概ね良好であった。

また、公の施設の管理受託についても、協定書の締結に係る事務並びに施設の管理運営、会計経理等に関する事務及び関連する事務事業の執行について概ね適正に処理されているものと認められた。

現場の状況調査についても、何れも契約どおり遂行されたものと思料され、概ね良好であった。

なお、軽易な事項については担当課に口頭指導を行った。

《指摘事項及び意見》（大河原町監査基準第 14 条該当分）

※監査対象

1. 財政援助団体(補助金)

① 観光物産イベント事業補助金	8,000,000 円
② 自転車用ヘルメット購入補助金	3,418,597 円
③ 文化財保護補助金	2,500,000 円
④ 園芸特産重点強化整備事業補助金	1,054,000 円
⑤ 行政区スポーツレクリエーション活動奨励補助金	414,400 円

2. 公の施設の管理受託(指定管理)

- ①福祉作業所さくら
- ②駅前コミュニティセンター及び駅前立体駐車場
- ③大河原町体育施設

【指摘事項】

1. 財政援助団体(補助金)

2. 公の施設の管理受託(指定管理)

特になし

【意見】

1. 財政援助団体(補助金)

2. 公の施設の管理受託(指定管理)

特になし